五　事務所の所在地　東京都墨田区東向島二丁目十六番十四号
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成二十二年八月三日
七　施行規程及び事業計画の変更の認可の年月日　平成二十二年十月十二日

○国土交通省告示第千百五十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第五号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。

平成二十二年十月十二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録番号　補・第1―㈡号
二　登録養成施設の名称　国土交通大学校
三　変更後の登録養成施設の長の氏名　小池　一郎
四　変更年月日　平成二十二年八月十日

○環境省告示第五十一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第一号ニ、同表第二号ロ及びニ並びに同表第三号ロ及びニの規定に基づき、国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年十二月環境省告示第百四十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月十二日

環境大臣　松本　龍

第二号の表中⑾の次に次のように加える。

⑱　N―メチルアニリン	一〇

第二号の表中⑾を⑰とし、⑽を⑯とし、⑼を⑮とし、⑻の次に次のように加える。

⑬　一―フェニルエタノール及びアセトフェノンの混合物（アセトフェノンの濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）	二五
⑭　一・三―ペンタジエン、シクロペンテン及びそれらの異性体の混合物（一・三―ペンタジエンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。）	二五

第二号の表中⑻を⑫とし、⑺を⑪とし、⑹の次に次のように加える。

⑻　ジャトロファ油	一
⑼　臭化ナトリウム溶液（濃度が五十重量パーセント未満のものに限る。）	二五
⑽　チオ燐酸ジアルキルナトリウム塩溶液	一

第二号の表中⑹を⑺とし、⑸の次に次のように加える。

⑹　ぎ酸セシウム溶液	一

○国土交通省告示第千百五十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の十一の規定により、養成業務の全部の廃止の届出があったので、同法第五十一条の十九第三号の規定により、公示する。

平成二十二年十月十二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　養成業務を廃止した登録養成施設設置者の名称　学校法人中央工学校
二　養成業務を廃止した登録養成施設の名称　中央工学校ＯＳＡＫＡ
三　養成業務を廃止した登録養成施設の別　測量士補養成施設
四　養成業務を廃止した者の登録番号　補・第19―㈡号
五　養成業務を廃止した者の住所　東京都北区王子本町一丁目二六番一七号
六　廃止した養成業務の範囲　養成業務の全部
七　養成業務廃止年月日　平成二十二年八月三十一日

第三号中「第一の二第八号」を「第一の二第十三号」に改め、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　令別表第一第三号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からＺ類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1)　塩化アンモニウム溶液（濃度が二十五重量パーセント未満のものに限る。）	○
(2)　ポリエチレングリコールメチルブテニルエーテル（分子量が千を超えるもの及びその混合物に限る。）	○
(3)　二―メチルグルタロニトリル及び二―エチルブタンジニトリルの混合物（二―エチルブタンジニトリルの濃度が十二重量パーセント以下のものに限る。）	○
(4)　リグニン（木材から生成するものに限る。）、酢酸ナトリウム及び蓚酸ナトリウムの混合物	○

○環境省告示第五十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十月十二日

環境大臣　松本　龍

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
イ　氏名又は名称　株式会社クレハ環境
ロ　住所　福島県いわき市錦町四反田三十番地
ハ　代表者の氏名　代表取締役　福田　弘之
二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所
福島県いわき市錦町落合百三十六番一
三　無害化処理の用に供する施設の種類
廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
イ　廃ポリ塩化ビフェニル等（電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったものに限る。）
ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものに限る。）
五　申請年月日　平成二十二年八月十六日
六　縦覧場所
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課及び東北地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課、福島県生活環境部産業廃棄物課並びにいわき市生活環境部廃棄物対策課及び勿来支所

○環境省告示第五十三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第一項の規定に基づき、知床国立公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十二年十月十二日

環境大臣　松本　龍

一　次の利用調整地区を新設する。
名称　区域
知床五湖利用調整地区　北海道斜里郡斜里町遠音別村の一部
二　次の生態系維持回復事業を追加する。
名称　区域
知床生態系維持回復事業　知床国立公園全域
三　公園計画を表示した図面（省略）